

平成26年7月25日

各 位

会 社 名 キャリアバンク株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 良雄  
コード番号 4 8 3 4 札幌証券取引所  
問い合わせ先 取締役経営管理部長 中川 均  
電 話 番 号 0 1 1 - 2 5 1 - 3 3 7 3  
( U R L <http://www.career-bank.co.jp/>)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成26年8月27日開催予定の第27期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るため、第2条（目的）に所用の変更を行うものであります。
- (2) 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第7条（単元未満株式についての権利）を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目 的) 第2条 [条文省略] 1. [条文省略] [新 設] 2. ~29. [条文省略] 30. [条文省略] [新 設] 31. [条文省略]  [新 設]	(目 的) 第2条 [現行どおり] 1. [現行どおり] 2. <u>無料職業紹介事業</u> 3. ~30. [現行どおり] 31. <u>建物、設備の清掃、保守、維持管理業及び警備業</u> 32. <u>語学教室その他各種教室の運営及び関連する教材の販売</u> 33. [現行どおり]  ( <u>単元未満株式についての権利</u> ) 第7条 <u>当社の単元未満株主は以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年8月27日  
定款変更の効力発生日 平成26年8月27日

以上